

災害時に命を守るため!

あなたの避難プラン(個別避難計画)を作成 しましょう

災害が起きた場合、高齢の方や障害のある方の犠牲が多く、半分以上を占めています。

一人でも多くの命を守るため、長岡市では「避難プラン(個別避難計画)」の作成を進めています。

災害発生時に「どこに」「どうやって」「誰に」手伝ってもらって「避難するか、あらかじめ決めておくことが大切です。

ご自身やご家族で話し合い、プランづくりに取り組みましょう。



いざ!という時のための事前の準備

作成対象者(避難行動要支援者名簿登載者のうち)

1. 高齢者

要介護度3以上で単身高齢者、高齢者のみの世帯など
ただし、若手と同居している
日中独居の方は対象外

2. 障害者

本人が障害者手帳保持者※
で、世帯の全員が高齢者など

3. その他

市長がこれに準ずると
認めた者

※障害者手帳保持者＝身体障害者手帳(1・2級)
療育手帳(A判定)、精神手帳の保持者

提出方法や注意事項は裏面へ

あなたの避難プラン(個別避難計画)の作成について

このプランを作る際には、ご本人から市に提出したプランを、災害時に関係者と共有すること等について同意が必要です。

1

☒ 同意し、あなたの避難プラン(個別避難計画)を作成する方

本人と家族で考えて作成し、記入したプランを市に提出してください。

※1 既にお住まいの地域で町内会や自主防災会等が作成している場合があります。その際は地域の方に確認をして、その計画書を併せて市に提出してください

※2 避難支援者を記入する際は必ず避難支援者本人から承諾を得て記入してください

※3 発災時の状況により、避難支援者からの支援が必ず保証されるものではありません。また、避難支援者等の関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません

※4 長岡市は避難支援者のあっせんを行いません

2

☒ 同意するが、自分(家族)で作成できない方

意向確認書を市に提出してください。

※1 作成方法を検討し、お知らせします

3

☒ ご本人やご家族で避難できる方、地域での支援が不要な方、施設等に入所されている方

意向確認書を市に提出してください。

※1 差し支えない範囲で作成しない理由を教えてください



お問い合わせ

長岡市福祉保健部
福祉総務課

0258-39-2217